

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年1月21日（火） 号外第6号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（2）（警察本部生活環境課）	4
◇ 規 則	鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則（5）（税務課）	5
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（6）（福祉保健課）	6

公布された条例のあらまし

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

古物営業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 古物営業の許可証の書換えに係る手数料の徴収について定めた規定中引用する古物営業法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

納税貯蓄組合法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 組合設立届について定めた規定中引用する納税貯蓄組合法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類		支出することができる費用の限度額		
		改正後	現 行	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所の設置（1人1日当たり）	330円	320円	
	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置（1戸当たり）	5,714,000円	5,610,000円	
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）		1,160円	1,140円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合）	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	18,800円	18,500円
		2人世帯	24,200円	23,800円
		3人世帯	35,800円	35,100円
		4人世帯	42,800円	42,000円
		5人世帯	54,200円	53,200円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	7,900円	7,800円
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	31,200円	30,600円
		2人世帯	40,400円	39,700円
		3人世帯	56,200円	55,200円
		4人世帯	65,700円	64,500円
		5人世帯	82,700円	81,200円

		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	11,400円	11,200円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合）	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	6,100円	6,000円
		2人世帯	8,300円	8,100円
		3人世帯	12,400円	12,200円
		4人世帯	15,100円	14,800円
		5人世帯	19,000円	18,700円
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	10,000円	9,800円
		2人世帯	13,000円	12,800円
		3人世帯	18,400円	18,100円
		4人世帯	21,900円	21,500円
		5人世帯	27,600円	27,100円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,600円	3,500円
住宅の応急修理（1世帯当たり）	半壊又は半焼により被害を受けた世帯		595,000円	584,000円
学用品の給与	文房具及び通学用品費	小学校児童	4,500円	4,400円
		中学校生徒	4,800円	4,700円
		高等学校等生徒	5,200円	5,100円
埋葬（1体当たり）	大人		215,200円	211,300円
	小人		172,000円	168,900円
死体の処理（1体当たり）	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置		3,500円	3,400円
	死体の一時保存		5,400円	5,300円
障害物の除去（1世帯当たり）			137,900円	135,400円

- (2) 住宅の応急修理について、半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯の区分を新たに設け、救助のために支出することができる費用の限度額を300,000円とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62) 略</p> <p>(63) 古物営業法第7条第5項の規定に基づく古物営業の許可証の書換え 1件につき1,500円</p> <p>(63の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62) 略</p> <p>(63) 古物営業法第7条第4項の規定に基づく古物営業の許可証の書換え 1件につき1,500円</p> <p>(63の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組合設立届) 第2条 政令第1条第1項（ <u>同条第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する 謄本には、第1号様式による組合設立届を添付しなければならない。	(組合設立届) 第2条 政令第1条第1項（ <u>同条第4項</u> において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する 謄本には、第1号様式による組合設立届を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での<u>避難生活</u>において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。</p> <p>オ 避難所での<u>避難生活</u>が長期にわたる場合等においては、<u>避難所で避難生活</u>をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>カ 略</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、<u>建設型応急住宅</u>（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）又は<u>賃貸型応急住宅</u>（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の供与その他適切な方法により供与する。</p> <p>イ <u>建設型応急住宅</u>の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とす</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>320円</u>以内とする。</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での<u>生活</u>において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。</p> <p>オ 避難所での<u>生活</u>が長期にわたる場合等においては、<u>避難所に避難</u>している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>カ 略</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、<u>建設型仮設住宅</u>（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）又は<u>借上型仮設住宅</u>（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の供与その他適切な方法により供与する。</p> <p>イ <u>建設型仮設住宅</u>の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とす</p>

る複数の者に供与する施設であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(エ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

(オ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の完成の日から2年以内とする。

(カ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数が、おおむね50戸以上である場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合にあっては戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。

ウ 賃貸型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、賃貸型応急住宅の供与の日から2年以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 略

(2) 略

る複数の者に供与する施設であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。

(エ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

(オ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(カ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型仮設住宅の戸数が、おおむね50戸以上である場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合にあっては戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。

ウ 借上型仮設住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、借上型仮設住宅の供与の日から2年以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 (1)・(2) 略
 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。
 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 (1)・(2) 略
 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。
 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 30,600	円 39,700	円 55,200	円 64,500	円 81,200	円 11,200

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	円 2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,800	円 12,800	円 18,100	円 21,500	円 27,100	円 3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円中学校生徒 1人当たり 4,800円高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,400円中学校生徒 1人当たり 4,700円高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人211,300円以内、小人168,900円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一

<p>時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,400円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p>	<p>時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,300円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が135,400円以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。